

学校教育目標

夢・命・絆

夢 に向かっていく生徒
命 を大切にする生徒
絆 を互いに深め合う生徒



須和田が丘

令和4年度
学校だより No. 4
令和4年4月14日

市川市立第二中学校
校長 石田 清彦

ホームページ <http://www.dai2-tyu.ichikawa-school.ed.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について

新型コロナウイルスの感染については、オミクロン株の新系統が国内でも確認されるなど、未だ収束の見通しが持てない状況が続いています。このことから、学校の対応や感染が確認された場合の対応等について、文部科学省の通知等を踏まえ、改めてお知らせいたします。

(1) 感染が不安で休む場合の出席等の取り扱いについて

感染が不安で学校を欠席する場合に、指導要録上で欠席としない柔軟な対応については継続いたしますが、その取扱いが可能となるのは、国のガイドラインでは、以下の通りとなっています。

○生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

このため教育委員会では、昨年12月の感染状況であれば、上記理由に該当しないとの見解を示しており、学校におきましては、今後の感染状況等を見ながら、出席等の取り扱いについては慎重かつ適切に対応してまいります。

(2) 登下校時の制服の取り扱いについて

制服の着用につきましても、新たな学校生活スタイルガイドラインでは、「コロナ禍において毎日同じ服を着用することに不安を持つ生徒や保護者にも配慮し、制服やコート類の柔軟な取り扱いについて実態に合った方法を検討する。」とされています。

制服の場合も柔軟な取扱いが可能となるのは、前述の「(1) 感染が不安で休む場合の出席等の取り扱いについて」のガイドラインが示す場合と同様となっております。

このため、本校の登下校時の服装は制服(標準服)を基本としておりますことから、上記理由の他、特段の配慮が必要な場合には、生徒手帳等に、対応の希望とその理由を記載して、担任までお申し出ください。

お申し出の理由や国のガイドライン等を踏まえ、適切に対応してまいります。なお、感染の不安からジャージ登校等のお申し出をされる場合には、日々の洗い替えについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

(1) 登校の判断について

○以下の場合、これまで通り登校を控えていただきますようお願いいたします。

- ・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・生徒に発熱等の風邪症状がある場合
- ・同居家族に発熱等の風邪症状がある場合

○同居家族がPCR検査を受検した場合であっても、受検者に発熱等の風邪症状がなければ登校を控えていただく必要はありません。また、同居家族に発熱等の風邪症状があっても、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、登校を控えていただく必要はありません。

(2) 生徒の感染が確認され自宅療養する場合

○自宅療養については、無症状の場合はPCR検査等の受検日の翌日から7日間、症状がある場合は、発症日もしくはPCR検査等の受検日の翌日から10日間かつ軽快してから72時間を経過するまでは、登校を控えていただくこととなります。このため、例えば5日目に軽快していれば、登校を控える期間は10日間となりますが、10日目に軽快した場合は、さらに72時間(3日

裏面に続きます

間)の期間を要することとなります。

(3) 生徒が濃厚接触者となった場合

- 同居するご家族に感染が確認され、家庭内で生徒が濃厚接触者となった場合は、「感染者が発症（※）した日または家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の日の翌日から7日間、登校を控えていただくこととなります。（※感染者が無症状の場合はPCR検査等を受検した日）
- 「家庭内での感染対策を講じた日」とは、家庭内においてマスクを着用する、食事を別にとる、居住空間を分ける等、感染者との接触を避ける対策を始めた日となります。
- 塾や習い事等、家庭外での接触によって濃厚接触者となった場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間、登校を控えていただくこととなります。
- 家庭内、家庭外ともに、7日間の間に症状が出なければ、登校可能となります。